

計画策定の背景

- 食品の虚偽表示や無登録農薬の使用など、食品の安全を巡る問題が相次いだことや、食に関する安全・安心を求める声の高まりを受け、平成15年に「食品安全基本法」が施行。
- 食を巡る県民の不安や不信感の解消を図るため、平成16年に「秋田県食品の安全・安心に関する条例」を施行し、条例に基づき同年「秋田県食品の安全・安心に関する基本計画」（第1次基本計画）を策定。
- 平成23年に第2次基本計画を策定し、各種施策を推進してきたが、全国的には食品中の放射性物質、牛肉の生食による腸管出血性大腸菌食中毒、原産地の偽装や改ざんなど、食品の安全・安心を揺るがす問題が発生しており、食品の安全性と食品に対する消費者の信頼性の確保が重要な課題となっている。

計画の趣旨と期間

- 根拠法令：秋田県食品の安全・安心に関する条例第7条第1項
- 食品の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、目標及び施策の方向を示したもの
- 計画期間：平成28年度から32年度までの5年間

計画の推進体制

- 具体的な数値目標や事業等を定めた行動計画「食品の安全・安心のためのアクションプラン」を策定する。
- 消費者、生産者、食品関連事業者、学識経験者で構成する「食品安全推進委員会」において、事業の実施状況の検証等を行う。

目 標 食品の安全性と食品に対する消費者の信頼性の確保

基本目標及び重点的に推進する施策の方向

基本目標 第1 生産から消費に至る食品の安全性の確保

- 1 生産段階における安全性の確保
 - ①安全な農産物の生産
 - ②安全な畜産物の生産
 - ③安全な魚介類の出荷・生産
- 2 製造・加工段階における安全性の確保
 - ①食品営業施設等に対する監視指導
 - ②食品関連事業者による自主的衛生管理・高度な衛生管理手法の推進
 - ③集団給食施設における衛生管理の推進
 - ④飲用水の安全性の確保
- 3 流通・販売段階における安全性の確保
 - ①県内流通食品等の安全検査
 - ②無承認無許可の医薬品成分を含む食品の流通防止
- 4 消費段階における安全性の確保
 - ①食品の安全性・食品衛生に関する知識の普及促進
 - ②消費者相談体制の充実

基本目標 第2 食品に関する正確な情報の提供

- 1 食品表示の適正化の推進
 - ①適正な食品表示の徹底
 - ②消費者の視点による食品表示の監視
- 2 トレーサビリティシステムの構築
 - ①主要農畜産物のトレーサビリティシステムの構築
- 3 健康影響に関する情報の提供
 - ①食品による健康被害発生予防情報提供の推進

基本目標 第3 生産者、食品関連事業者、消費者の相互理解・信頼関係の確立

- 1 情報の共有・相互理解の推進
 - ①リスクコミュニケーションの推進
- 2 食育の推進
 - ①望ましい食生活の普及啓発
 - ②地域における体験学習の推進
- 3 地産地消の推進
 - ①県産農畜水産物の利用促進等
- 4 認証制度の普及
 - ①高品質な県産食品の開発及び品質向上の促進